

大変お世話様になっています。

お陰様で「相双の◆会」86号発行することができました。

梅雨に入り鬱陶しい日々が続いていますが如何お過ごしでしょうか？

今年も早くも台風3号が通過しました。最近は50年に一度の大雨とか当たり前に言われています。

地震もそうですね、震度5以上が毎年発生しています。

これほど災害の多い国はないでしょう。そこに福島原発事故の反省もなく再稼働です。

原発事故は災害によってばかり事故を起こす訳ではありません。人間のつくった物で壊れないものはありません。

また新しいから壊れないという保証はどこにもありません。

原発はこれまで小さな事故を含めて何百回起こしたのでしょうか、福島のような事故となるとコントロールできなくなり

放射能公害となり全てを捨てて避難しなければなりません。

そればかりではなく命と健康の問題があります。特に子供たちが心配です。

原発の無い国、社会にしていかなければならないと思います。

相双の会 國分富夫

避難者訴訟 第38回期日について

190624 弁護士 川口智也、丸山幸司、高橋寛、下里大介、岸朋弘

1 期日の概要

2019年6月21日、避難者訴訟第38回期日が実施されました。今回は、原告6人（5世帯）の本人尋問が行われました。

2 本人尋問の内容

(1) Kさん（担当弁護士：西島和・岸朋弘）

Kさんは、山木屋に生まれ育ち、会社勤めをしながら農家の跡取りとして米作りを続け、2人の子どもを育て上げました。Kさんは、米作りについ

て、体力的に大変で「割に合わない」と述べつつも、自分の作ったお米を親戚に食べてもらうことが嬉しくて続けていたと語りました。60歳になり会社を定年退職し、田畑を耕しながら悠々自適の生活を送ろうとしていた折に原発事故が起きました。

原発事故により、Kさんの人生設計は大きく狂いました。事故が発生した時、Kさんは66才でした。それから8年が経ち、体力・気力の衰えもあり、フレコンバッグ置き場になっている自分の田んぼからフレコンバッグがなくなっても、米作りを再開することはできないと考えています。

Kさんは現在も避難先で暮らしています。経済面の不安、衰退していく山木屋での生活への不安から、山木屋に自宅を立て直す気持ちにはなれません。山木屋に帰還できない背景には、放射能への根強い強い不安もあります。山木屋の自宅周辺は除染が行われましたが、Kさんは「除染の報告書を信用することはできない」と語りました。

Kさんは、山木屋での生活・風景への愛着についても証言しました。原発事故前は毎年、高太石山にキノコ採りに行くことを楽しみにしていましたが、今でも線量が高く、キノコ採りもできません。

現在、Kさんは、趣味と健康維持のために、避難先の家庭菜園で野菜作りを行っています。以前に比べると規模は小さくなりましたが、Kさんは農業の「作る」楽しさについて生き生きと証言しました。

Kさんは「山木屋の復興とは、山木屋に帰還して生活が元通りになることだ」と述べましたが、一方で「現実的には難しい」と話しました。最後に、裁判官に山木屋の現状を見てほしいと述べて、尋問を終えました。

農業について「諦めている」と話しながらも、今でも農業を続けて、農業の楽しさを語る姿が印象深い尋問でした。

(2) Sさん（担当弁護士：宮腰直子・市野綾子）

Sさんは、山木屋で生まれ育ち、幼いころから農家の跡取りとして育てられました。専門学校を卒業し、しばらく東京で働いた後、山木屋に戻りました。山木屋では会社勤めをしながら実家の農業を手伝う生活を送りました。

まず、Sさんは、近隣の住民との結いについて語りました。農作業の結いの後には、「中の九日」という祭りをを行い、神様にお礼の気持ちを伝えます。その際、和紙を階段状に折って作る「へいそく」や藁を編んで中に赤飯を詰めた「つつこ」を納めていました。法廷では、「へいそく」や「つつこ」の実物が示され、裁判官も興味深く見ていました。

Sさんは山木屋で果物作りをしていました。平成5年ころから山木屋で

ドウ栽培を始め、その後、プラム、洋なし、プルーンなど合計60本以上の果樹を栽培するまでになりました。Sさんの果樹園から採れる果実は会社の同僚に販売したり、ワインや瓶詰に加工して直売所で販売して、売れ行きは好調でした。また、Sさんにとって、果樹は子どものような存在でした。Sさんは、定年後も果樹園を続け人生をかけて夢を追いかけたいと考えるほど、果樹園に強い思いをもっていました。ところが、原発事故はSさんが大切にしてきた果樹園を奪い去りました。Sさんは「果樹園だけは諦めたくない」という気持ちから、現在でも果樹栽培は続けていますが、自分で少し食べるほかは全て畑に穴を掘って廃棄しています。自分の子どものように育てた果実を廃棄する度に「悔しい気持ちになる」と無念さを語りました。

一方、Sさんは避難生活の苦勞についても語りました。Sさん自身も体調を崩したほか、高齢の母親が山木屋に戻れないまま、お亡くなりになりました。母親は「いつ帰れるんだ。帰りたい」と繰り返し話していました。Sさんは涙ながらに、「山木屋で最期を迎えさせてあげることができず、かわいそうだった」と述べました。

Sさんは、福島市内に自宅を購入しましたが、山木屋の自宅にも行き来する生活を送っています。山木屋に帰還する人は少なく、住民同士の助け合いもなくなってしまいました。山木屋では住民の助け合いがなければ生きていくことはできないと述べ、山木屋の苦しい現状について語りました。

最後に、Sさんは、先祖から受け継いできた山木屋での生活を元通りにしてほしいが、元には戻らない、それがいかに重大な被害か、そのことだけは裁判官に理解してほしいと述べて、尋問を終えました。

(3) Sさん（担当弁護士：高橋右京・高橋寛）

Sさん夫妻は、東京での生活を経て、山木屋で生活していました。夫のKさんは、6人兄弟の末っ子として生まれ、中学校まで山木屋で過ごしました。高校進学を機に福島市内での下宿生活を開始し、その後、上京して大学に進学した後、東京で就職しました。妻のHさんは他県の出身で、東京でKさんと出会い、結婚しました。

Kさんは東京でHさんと結婚し、東京で生活していましたが、Kさんのお父さんのご逝去を機に、約30年ぶりに山木屋に帰ることになりました。

Kさん自身は、山木屋へ帰った後も、昔の知り合いや地域行事などのつながりから、地域のコミュニティに入っていくことができましたが、他県の出身であったHさんは、当初、山木屋の地域コミュニティに入っていくのに苦勞されたとのことでした。

そんな中、山木屋の自然の美しさはSさん夫妻の心の支えになっていました。家からは日山の雄大な景色を眺めることができ、夜空のきらめきも美しく、春から秋にかけては鳥のさえずり、冬には一面の雪景色にたびたび心を洗われていたと言います。

また、山木屋の土地や気候を活かしたハーブやラベンダーの栽培は、Hさんが山木屋へ馴染む大きな助けになりました。元々ハーブコーディネーターやフラワーアレンジメントの特技を持っていたHさんは、家の畑を活かしてハーブ栽培を行うことを思いつきました。ハーブ栽培は、地元の人のみならず、地域外の人にも触れ大きな話題になりました。その後、ご近所の勧めもあり、Hさんは、ハーブ園とアトリエを兼ねたスペースを建て、さらにはハーブを使ったカフェに改装していきました。ハーブ園とカフェは多くの人に知られ、Hさんが山木屋に馴染んでいく一助になったのです。Kさんは、ハーブ園の存在がHさんの新たな希望だったと語ります。

しかし、こうした山木屋の美しい自然と触れ合う機会やハーブ園での交流は、原発事故により失われてしまいました。

避難生活に関する尋問では、避難中の健康状態や精神状態の悪化に関する話が語られました。さらに、Sさんは、避難後に警備保障会社へ就職して除染作業に従事していた経験から、山林などへの除染がされていない現状への矛盾や不安を語りました。

尋問の最後には、Kさんの住んでいた地区には60代のKさんよりも上の年齢の人たちしか帰還していないことから山木屋の将来に希望が持てないことや山木屋の美しい自然に触れ合う機会やハーブ園という希望が奪われたことに対する憤りが語られました。

(4) Hさん（担当弁護士：丸山幸司）

午後の2番目に、Hさんの本人尋問が実施されました。

Hさんは、6人家族でしたが、避難生活でお母さんや娘さんが大変な苦勞をされました。お母さんはストレスで救急搬送されるようなこともあり、娘さんは周囲の偏見や差別により心身を害し、職場を退職するまでに至りました。家族が集っていた自宅が放射能で汚染され、結果的に家族がバラバラになってしまったことで、それぞれが苦しみを抱えることになってしまったのです。Hさんには、こうした家族が被った苦勞について、語っていただきました。

帰還しても、元の生活に戻るわけではありません。同じ地域で帰還する世帯は10戸中2戸にすぎず、元の地域で集まりを持って、帰還する人しない人で全く別々の考え方になってしまっており、地域としてのまとま

りは失われてしまいました。地域での楽しい行事が復活する展望もありません。このようにして失われたものは、決してお金では買えないものだというのを、Hさんは証言の中で強調しました。

豊かな自然の恵みを背景にした人とのつながりも断ち切れ、以前なら争って採られていた山菜は伸び放題、誰かにおすそ分けするようなものもなくなってしまいました。幼い子どものいる三男は山木屋の自宅に泊まっていくことはなくなりました。放射能汚染は、このような形で、人と人とのつながりを断ち切るものであることが、Hさんの証言からは明らかになったと思います。

さらに、Hさんが失った葉タバコ栽培の仕事は、生計を支えていたという意味で重要だったことはもちろん、精神的な意味でもHさんの生きがいや誇りであって、そうした意味でもかけがえのない仕事を奪われた無念が語られました。

(5) Sさん夫妻（担当弁護士：鈴木堯博・下里大介）

この日最後の尋問は、Sさん夫妻でした。

夫であるHさんは、山木屋でS家の総本家9代目として山木屋で生活をしていました。定年退職後は、専業農家として、両親、妻らと農業に従事していました。しかし、本件事故後は、避難生活を余儀なくされ、山木屋に帰還後も農業を再開することは出来ていません。また、Hさんは、農業委員会の会長も務めたこともあり、山木屋全体の農業再開問題についても、再開することは出来ないという結論を出さざるを得ませんでした。専業農家であったHさんにとっては、苦渋の決断であったことを想像するに難しくありません。また、山木屋に帰還後の生活についても、帰還している住民が少ないことから、「村八分」の残りの「二分」さえも、失われてしまった、と述べたことが印象に残っています。

Hさんは、現在ポリエステル培地によるアンスリウムの栽培を復興事業の一環として行っています。ハウスについては、補助金によって建てることは出来たものの、温度を一定に保つための燃料費などの支出のほうが多く、現状では赤字であり、赤字解消の目途が立つのは、自身が80歳になるころという、現状の厳しさを痛感する尋問となりました。

続く妻のTさんの尋問では、避難生活の苦労とアンスリウム栽培の自身の考えを述べてもらいました。

避難生活では、家族や自身の体調の悪化、川俣町の借上げ住宅の山木屋との自宅との違いによるストレスについて、語りました。特に、義両親を山木屋に帰すことが出来なかったと述べるときには、その目に涙を浮かべ

、声を震わせるなど、その無念さを裁判官に訴えかけるものとなりました。

また、アンスリウム栽培に関する考えでは、経費に関する不安、夫婦のどちらかが倒れた場合に事業が成り立たなくなることへの不安など、復興事業として、復興につながることを願っているが、現状の厳しさを切実に伝える尋問となりました。

3 今後について

今回は、2019年8月28日（水）10時に期日があり、ここでは原告5人の本人尋問が行われます。

原告のみなさんと一緒に、最後まで、訴訟活動を成功させていきたいと考えています。よろしくご協力のほど、お願いいたします。

以 上